

日本風景写真協会神奈川支部 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本風景写真協会神奈川支部（略称 JNP 神奈川支部）と称す。

(目的)

第2条 本会は、日本風景写真協会会則第3条の目的に準じ風景写真撮影活動を通じて写真表現法および撮影の研究と技術向上に努め、あわせて会員相互の親睦を図ると共に、写真文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 作品展の複数地開催、作品集の発刊
- (2) 例会、撮影会、特別講座の開催
- (3) 社会貢献活動
- (4) 会員名簿の発行
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 原則として、本会は日本風景写真協会の正会員で、支部役員会で入会承認をされた者で構成する。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に所定の事項を記入の上事務局へ提出し、入会を承認された後速やかに支部会費を納めた者とする。

(退会)

- 第6条
1. 期中における日本風景写真協会脱退者は、原則として、その時点で支部会員の資格を喪失する。
 2. 支部を退会する者は、支部長に届け出て退会することができる。
 3. 前1項、2項の退会者には既納の支部会費は返還しない。
 4. 支部会費を通常総会後3ヶ月(9月末日)を経過しても未納の者は、その資格を喪失する。

(除名)

第7条 本会の名誉を傷つけ、また目的に反する行為をした会員は役員会の決議により除名処分とし、この場合既納の支部会費は返還しない。

(会費)

- 第8条
1. 会員は所定の支部会費を納入しなければならない。
 2. 支部会費は年額 8,000円とし、原則として通常総会出席時納入する。
総会に出席できない場合は、本会の下記指定口座に通常総会後速やかに振り込むものとする。
振込口座 郵便局「ぱるる」(口座番号) 10950 (番号) 19046131
加入者名 日本風景写真協会 神奈川支部 (但し、ゆうちょ銀行間に限る)
 3. その用途は、主として第3条の事業費用の一部および事務通信費等に充当し、一般会計で収支を計算する。
 4. 撮影会費用、作品展費用、例会費用、特別講座費用、社会貢献活動費用等は、その都度必要分を徴収するものとし、特別会計で収支を計算し収支過不足については、年度ごとに一般会計に繰り入れるものとする。
 5. 期中入会者は、入会月から起算し、会計年度残月に1,000円乗じた額とする。
ただし、8,000円を上回らないこととする。

(休会制度)

第9条 会員の申し出により休会することができる。その場合の会費は4,000円とする。
ただし、同一期に復帰の場合は、4,000円を申し受ける。

(参加の責務)

第10条 会員は、作品展、写真集への参加をするものとする。

第3章 役員および総会

(役員と任務)

第11条 1. 本会に次の役員を置く。

- 支部長 1名（支部を代表し事業を統括する）
 副支部長 1または2名（支部長を補佐し、支部長がその任務に専従できない場合は支部長または幹事会が、2名のいずれかの代行に選任する。）
 企画幹事 若干名（事業の企画、推進、案内・事務連絡等）
 事務局幹事 数名（役員会、総会の開催通知、議事録の作成、名簿作成、会員への案内連絡等）
 会計幹事 数名（経理を担当し、会計年度末に決算報告を行う）
 2. 会計監査 1名（会計年度末に会計監査を行う）

（役員選出および任期）

- 第12条 1. 支部長、副支部長及び会計監査は、支部の通常及び臨時総会において会員の互選により選出する。
2. 企画運営幹事、事務局幹事、会計幹事および会計監査は、役員会に諮り支部長が指名する。
3. 役員任期は2年（2年を一期とする）とし再任は妨げない。但し、任期は通常総会を起算とする。
4. 役員兼任はこれを認める。ただし、会計監査は他の役職と兼任できない。

（会計年度および総会）

- 第13条 1. 本会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日の1ヵ年とする。
2. 通常総会は年一回開催する。また役員会が必要と認めた時に臨時総会を開催することができる。総会の議長は支部長がこれを務める。
3. 総会は支部会員総数の3分の1以上の出席（委任状を含む）があれば成立する。
4. 総会の決議は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決することができる。
5. 議長は前項の可否同数意外には決議に加わることはできない。
6. やむをえない事情により総会に出席できない場合は、予め送付（電送、郵送）された議案審議事項についてのみ、（電送又は郵送による）書面での表決を委任することができる。
7. 通常総会では、事業計画・予算および事業決算の承認を得るものとする。

（役員会）

- 第14条 1. 役員会は役員をもって構成する。
2. 役員会の開催は、支部長が必要と認めた時に開催する。

第4章 会則の改定

（会則の改定）

- 第15条 この会則の改定は、総会の承認を得るものとする。
 この場合、総会出席者の過半数の同意を要することとする。

附 則

本会則は、平成16年9月26日より施行する。

- 改定（平成23年7月10日）第16条 対象者及び金額変更。
- 改定（平成24年7月8日）第9条 準会員制度を削除して、廃止する。
- 改定（平成25年7月14日）第8条5項 期中入会の年会費計算方法改定。
- 改定（平成26年8月3日）第3条一部追加、削除、第8条会費改定、11,12,13条文言変更、第15,16条 条文入れ替え。
- 改定（平成28年2月14日）《臨時総会》 第11条 幹事長を副支部長とし、及び条文の変更。
 支部長がその任務に専従できない場合は、支部長または幹事会が、2名のいずれかを代行に選任する。を追加。
 第12条1項、 幹事長を副支部長に、支部の通常総会を、通常及び臨時総会に改定。
 第12条3項に、ただし、任期は通常総会を起算とするを、追加。
- 改定（平成29年7月9日） 第12条1項、2項の文言変更。
 第4章弔慰金を廃止、削除し、会則の改定を第4章とする。

※添付の平成17年から平成22年の改定を平成29年7月1日付で省略しました。